建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

令和３年３月

（令和８年２月改正）

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課

環境省水・大気環境局環境管理課

表 4.1.2 石綿飛散及びばく露防止対策の概要（１）

大防法条項	石綿則条項	本文記述箇所	4.7	4.10.1	4.7 4.10.3	4.10.1	4.7
		石綿含有建材 除去等の工法	切断等による除去				切断等を伴う 封じ込め 囲い込み
		建築材料の種類	石綿含有 吹付け材		石綿含有 保温材等		石綿含有吹付け材・保温材等
		石綿含有建材除去等作業時の飛散防止方法	作業場を負圧隔離養生等	特殊工法（例　グローブバッグの場合）[1]	作業場を負圧隔離養生等	特殊工法（例　グローブバッグの場合）[1]	作業場を負圧隔離養生等
18 条の 15 第 1 項 規則 16 条の 5	3 条	事前調査	要	要	要	要	要
18 条の 15 第 6 項 規則 16 条の 11	4 条の 2	事前調査結果の報告	要	要	要	要	要
18 条の 15 第 5 項	3 条	事前調査結果の備え付け	要	要	要	要	要
規則第 16 条の 4	4 条	作業計画の作成	要	要	要	要	要
法第 18 条の 17	安衛法 88 条第 3 項 石綿則 5 条	大防法及び安衛法・石綿則の届出	要	要	要	要	要
18 条の 15 第 5 項 規則 16 条の 9、10	3 条	事前調査結果の掲示	要	要	要	要	要
18 条の 14 規則 16 条の 4 第二号	15 条他	作業実施の掲示	要	要	要	要	要
－	33 条	喫煙禁止/飲食禁止の掲示	要	要	要	要	要
	19 条	作業主任者の選任	要	要	要	要	要
	27 条	特別教育	要	要	要	要	要
	14 条	保護具着用	要	要	要	要	要
	7 条、15 条	作業場への関係者以外立入禁止	要	要	要	要	要
18条の14 規則16条の4 規則別表第七	6 条	隔離	負圧隔離養生	グローブバッグ	負圧隔離養生	グローブバッグ	負圧隔離養生
		セキュリティゾーンの設置	要	－	要	－	要
		負圧の確保、集じん・排気装置の設置	要	高性能真空掃除機による除じん	要	高性能真空掃除機による除じん	要
		機器による漏えいの確認	要	必要に応じて	要	必要に応じて	要
		負圧の確認	要	－	要	－	要
	右欄に記載	湿潤化等 [2]	要（13 条）	要（13 条）	要（13 条）	要（6 条ただし書き、13 条）	要（13 条）
	30 条	清　掃	要	要	要	要	要
	6 条	取り残し等の確認	要	要	要	要	要
		粉じん飛散防止処理	要	要	要	要	要
		隔離解除のための粉じん飛散状況確認	要	－	要	－	要
18 条の 14 規則 6 条の 8	3 条、35 条、36 条	事前調査結果、作業内容の記録・保管	要	要	要	要	要

備考：「要」は法令上求められる措置を示す。

1）グローブバッグは、局所的に使用されるものである。

2）石綿等の湿潤化、除じん性能を有する電動工具の使用その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置のいずれかの措置を行うこと。

表 4.1.2 石綿飛散及びばく露防止対策の概要（2）

大防法条項	石綿則条項	本文記述箇所	4.8.1	4.8.2	4.10.2	4.9
		石綿含有建材 除去等の工法	切断等によらない除去			切断等を伴わない 封じ込め、 囲い込み [1]
		建築材料の種類	石綿含有保温材等			石綿含有吹付け材 石綿含有保温材等
				配管保温材	屋根用折板裏 断熱材	
		石綿含有建材除去等作業時の飛散防止方法	湿潤化して原形のまま取り外し	非石綿部での切断による除去	断熱材を折板に付けたままの除去	作業場を隔離養生（負圧不要）等
18 条の 15 第 1 項 規則 16 条の 5	3 条	事前調査	要	要	要	要
18 条の 15 第 6 項 規則 16 条の 11	4 条の 2	事前調査結果の報告	要	要	要	要
18 条の 15 第 5 項	3 条	事前調査結果の備え付け	要	要	要	要
規則 16 条の 4	4 条	作業計画の作成	要	要	要	要
18 条の 17	安衛法 88 条第 3 項 石綿則 5 条	大防法及び安衛法・石綿則の届出	要	安衛法・ 石綿則は要	要	要
18 条の 15 第 5 項 規則 16 条の 9、10	3 条	事前調査結果の掲示	要	要	要	要
18 条の 14 規則 16 条の 4 第二号	15 条他	作業実施の掲示	要	要	要	要
−	33 条	喫煙禁止/飲食禁止の掲示	要	要	要	要
	19 条	作業主任者の選任	要	要	要	要
	27 条	特別教育	要	要	要	要
	14 条	保護具着用	要	要	要	要
	7 条、15 条	作業場への関係者以外立入禁止	要	要	要	要
18条の14 規則16条の4 規則別表第七	6 条	隔離	隔離養生 （負圧不要）[2]	−	隔離養生 （負圧不要）[2]	隔離養生 （負圧不要）[2]
		セキュリティゾーンの設置	−	−	−	−
		負圧の確保、集じん・排気装置の設置	−	−	−	−
		機器による漏えいの確認	−	−	−	−
		負圧の確認	−	−	−	−
	右欄に記載	湿潤化等 [3]	要 （6 条ただし書き）	−	要 （6 条ただし書き）	−
	30 条	清　掃	要	−	要	要
	6 条	取り残し等の確認	要	要	要	要
		粉じん飛散防止処理	要	−	要	要
		隔離解除のための粉じん飛散状況確認	−	−	−	−
18 条の 14 規則 6 条の 8	3 条、35 条、36 条	事前調査結果、作業内容の記録・保管	要	要	要	要

備考：「要」は法令上求められる措置を示す。

1）石綿含有吹付け材の囲い込み、または石綿含有保温材等の封じ込め若しくは囲い込みの場合のみ。石綿含有吹付け材の封じ込めを行う場合は、切断等の有無に係らず作業場の負圧隔離養生等を行う。

2）劣化による飛散が想定される場合は、負圧隔離養生等を行う。また、劣化により切断等によらない工法で除去等を行うことが難しい場合は、切断等による工法で除去を行う。

3）石綿等の湿潤化、除じん性能を有する電動工具の使用その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置のいずれかの措置を行うこと。

表 4.1.2 石綿飛散及びばく露防止対策の概要（3）

大防法条項 / 石綿則条項		本文記述箇所	4.11			
		石綿含有建材除去等の工法	切断等によらない除去	切断等による除去	切断等によらない除去	切断等による除去
		建築材料の種類	石綿含有成形板等			
			石綿含有成形板等		石綿含有けい酸カルシウム板第１種	
		石綿含有建材除去等作業時の飛散防止方法	原形のまま取り外し	湿潤化等	原形のまま取り外し	作業場を隔離養生（負圧不要）湿潤化等
18 条の 15 第 1 項 規則 16 条の 5	3 条	事前調査	要	要	要	要
18 条の 15 第 6 項 規則 16 条の 1	4 条の 2	事前調査結果の報告	要	要	要	要
18 条の 15 第 5 項	3 条	事前調査結果の備え付け	要	要	要	要
規則第 16 条の 4	4 条	作業計画の作成	要	要	要	要
18 条の 17	安衛法 88 条第 3 項 規則第 5 条	大防法及び安衛法・石綿則の届出	不要	不要	不要	不要
18 条の 15 第 5 項 規則 16 条の 9、10	3 条	事前調査結果の掲示	要	要	要	要
18 条の 14 規則 16 条の 4 第二号	15 条他	作業実施の掲示	要	要	要	要
－	33 条	喫煙禁止/飲食禁止の掲示	要	要	要	要
	19 条	作業主任者の選任	要	要	要	要
	27 条	特別教育	要	要	要	要
	14 条	保護具着用	防じんマスク又は電動ファン付	防じんマスク又は電動ファン付	防じんマスク又は電動ファン付	電動ファン付
	7 条、15 条	作業場への関係者以外立入禁止	要	要	要	要
18 条の 14 規則 16 条の 4 規則別表第七	6 条の 2 、 6 条の 3	隔離	－	－	－	隔離養生 (負圧不要)[1)]
規則別別表第七	右欄に記載	湿潤化等 [2)]	－[3)]	要 (13 条第 1 項)	－[3)]	要 （6 条の 2）
18 条の 14 規則 16 条の 4 規則別表第七	30 条	清掃	要	要	要	要
	6 条	取り残し等の確認	要	要	要	要
18 条の 14 規則 6 条の 8	3 条、35 条、36 条	事前調査結果、作業内容の記録・保管	要	要	要	要

備考：「要」は法令上求められる措置を示す。
1）湿潤化及び隔離養生（負圧不要）と同等以上の効果を有する措置を講じる場合は不要（4.12.4 （3） 3）を参照）
2）石綿等の（常時）湿潤化、除じん性能を有する電動工具の使用その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置のいずれかの措置を行うこと。
3）粉じん飛散防止のために実施することが望ましい。

表 4.1.2 石綿飛散及びばく露防止対策の概要（4）

大防法条項	石綿則条項	本文記述箇所	4.12			
		石綿含有建材除去等の工法	切断等による除去（電動工具は使用しない）		切断等による除去（電動工具を用いて除去）	
		建築材料の種類	石綿含有仕上塗材			
		石綿含有建材除去等作業時の飛散防止方法	湿潤化		作業場を隔離養生等	
			（例 高圧水洗除去）	（例 剥離剤併用手工具ケレン除去）	（例 ディスクグラインダー除去）	（例 集じん装置付きディスクグラインダー除去（HEPAフィルタ付き））
18条の15第1項 規則16条の5	3条	事前調査	要	要	要	要
18条の15第6項 規則16条の11	4条の2	事前調査結果の報告	要	要	要	要
18条の15第5項	3条	事前調査結果の備え付け	要	要	要	要
規則16条の4	4条	作業計画の作成	要	要	要	要
法18条の17	安衛法88条第3項 石綿則第5条	大防法及び安衛法・石綿則の届出	不要	不要	不要	不要
18条の15第5項 規則16条の9、10	3条	事前調査結果の掲示	要	要	要	要
18条の14 規則16条の4第二号	15条他	作業実施の掲示	要	要	要	要
–	33条	喫煙禁止/飲食禁止の掲示	要	要	要	要
	19条	作業主任者の選任	要	要	要	要
	27条	特別教育	要	要	要	要
	14条	保護具着用	防じんマスク又は電動ファン付き[1)]	防じんマスク又は電動ファン付き[1)]	電動ファン付き	電動ファン付き
	7条、15条	作業場への関係者以外立入禁止	要	要	要	要
18条の14 規則16条の4 規則別表第七	6条の2 6条の3	隔離	–	–	隔離養生（負圧不要）	隔離養生（負圧不要）[2)]
規則別表第七	右欄に記載	湿潤化等[3)]	要（13条第1項）	要（13条第1項）	要（6条の3）	要[2)]（6条の3）
		（飛沫防止等の養生）	○[4)]	○[4)]	–	–
		（床防水養生）	○[4)]	–	–	–
		（汚染水処理）	○[4)]	–	–	–
18条の14 規則16条の4 規則別表第七	30条	清掃	要	要	要	要
	6条	取り残し等の確認	要	要	要	要
18条の14 規則6条の8	3条、35条、36条	事前調査結果、作業内容の記録・保管	要	要	要	要

備考：「要」は法令上求められる措置を示す。

1）剥離剤工法の場合、使用する剥離剤及び工程に合わせて送気マスク等の適切な呼吸用保護具を着用する必要がある。令和2年基安化発0817第1号を参照。

2）湿潤化及び隔離養生（負圧不要）と同等以上の効果を有する措置を講じる場合は不要（4.12.4 （3） 3）を参照）。

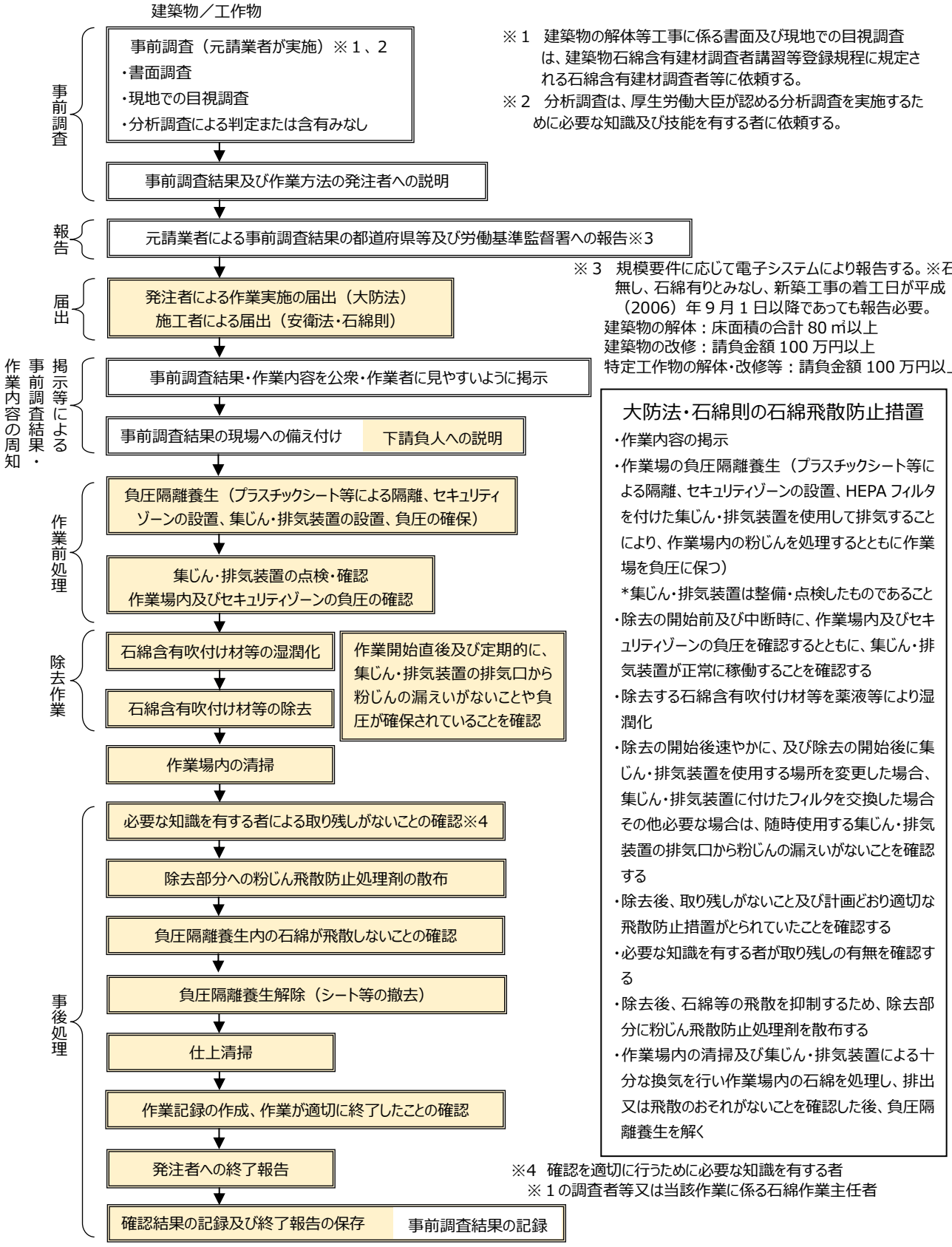
3）石綿等の（常時）湿潤化、除じん性能を有する電動工具の使用その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置のいずれかの措置を行うこと。

4）「○」は適切な石綿飛散防止対策のために実施が必要な措置を示す。

4.2　作業の一般的手順

4.2.1　石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等を切断等により除去等を行う場合

【解体又は改修等における除去を行う場合】



※1　建築物の解体等工事に係る書面及び現地での目視調査は、建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程に規定される石綿含有建材調査者等に依頼する。

※2　分析調査は、厚生労働大臣が認める分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者に依頼する。

※3　規模要件に応じて電子システムにより報告する。※石綿無し、石綿有りとみなし、新築工事の着工日が平成 18（2006）年 9 月 1 日以降であっても報告必要。
建築物の解体：床面積の合計 80 ㎡以上
建築物の改修：請負金額 100 万円以上
特定工作物の解体・改修等：請負金額 100 万円以上

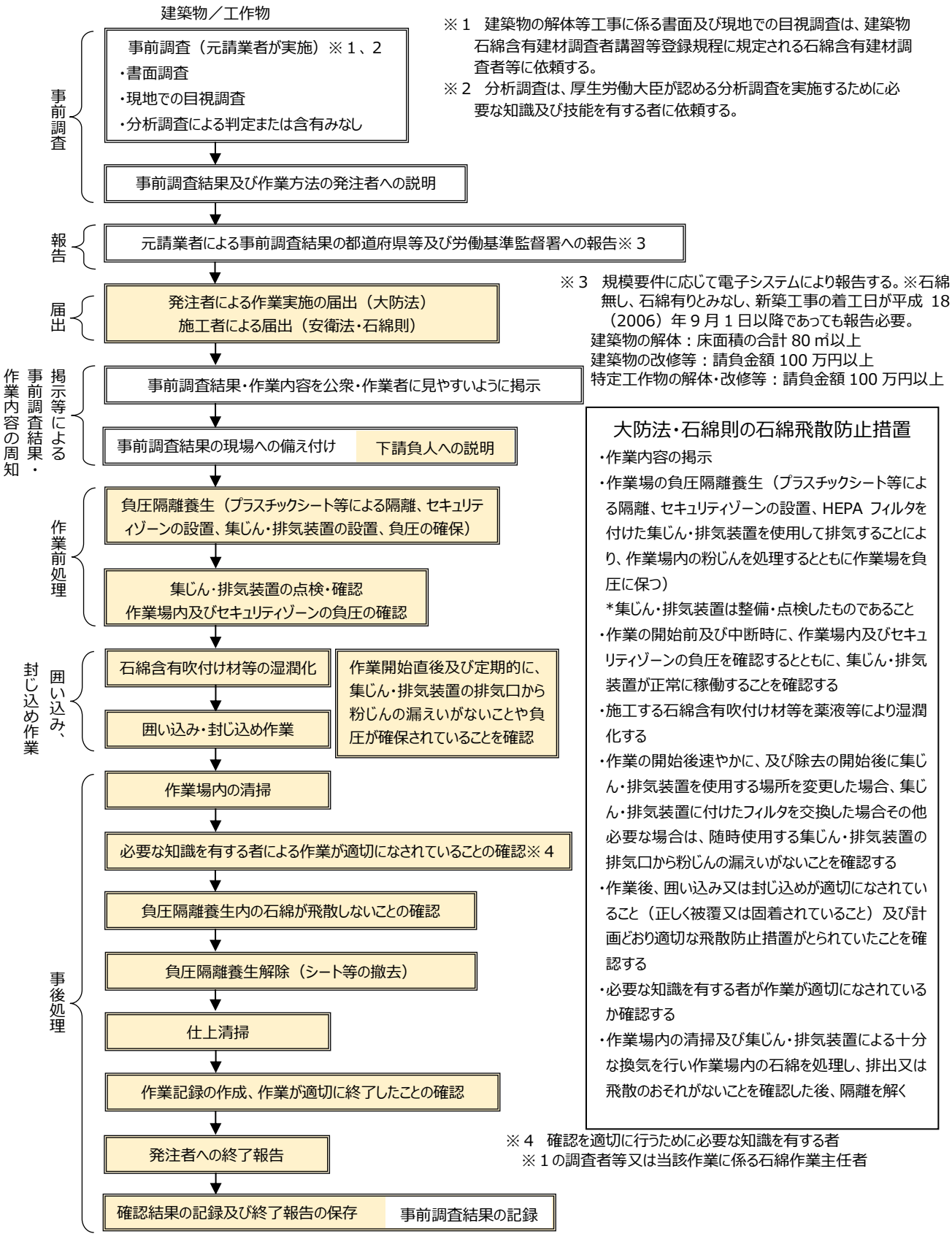
大防法・石綿則の石綿飛散防止措置

・作業内容の掲示
・作業場の負圧隔離養生（プラスチックシート等による隔離、セキュリティゾーンの設置、HEPA フィルタを付けた集じん・排気装置を使用して排気することにより、作業場内の粉じんを処理するとともに作業場を負圧に保つ）
　*集じん・排気装置は整備・点検したものであること
・除去の開始前及び中断時に、作業場内及びセキュリティゾーンの負圧を確認するとともに、集じん・排気装置が正常に稼働することを確認する
・除去する石綿含有吹付け材等を薬液等により湿潤化
・除去の開始後速やかに、及び除去の開始後に集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、集じん・排気装置に付けたフィルタを交換した場合その他必要な場合は、随時使用する集じん・排気装置の排気口から粉じんの漏えいがないことを確認する
・除去後、取り残しがないこと及び計画どおり適切な飛散防止措置がとられていたことを確認する
・必要な知識を有する者が取り残しの有無を確認する
・除去後、石綿等の飛散を抑制するため、除去部分に粉じん飛散防止処理剤を散布する
・作業場内の清掃及び集じん・排気装置による十分な換気を行い作業場内の石綿を処理し、排出又は飛散のおそれがないことを確認した後、負圧隔離養生を解く

※4　確認を適切に行うために必要な知識を有する者
※1の調査者等又は当該作業に係る石綿作業主任者

図 4.2.1　石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等を切断等により除去する場合の一般的手順

【封じ込め、囲い込みを行う場合】



※１　建築物の解体等工事に係る書面及び現地での目視調査は、建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程に規定される石綿含有建材調査者等に依頼する。

※２　分析調査は、厚生労働大臣が認める分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者に依頼する。

※３　規模要件に応じて電子システムにより報告する。※石綿無し、石綿有りとみなし、新築工事の着工日が平成 18（2006）年９月１日以降であっても報告必要。
建築物の解体：床面積の合計 80 ㎡以上
建築物の改修等：請負金額 100 万円以上
特定工作物の解体・改修等：請負金額 100 万円以上

大防法・石綿則の石綿飛散防止措置

・作業内容の掲示
・作業場の負圧隔離養生（プラスチックシート等による隔離、セキュリティゾーンの設置、HEPA フィルタを付けた集じん・排気装置を使用して排気することにより、作業場内の粉じんを処理するとともに作業場を負圧に保つ）
　*集じん・排気装置は整備・点検したものであること
・作業の開始前及び中断時に、作業場内及びセキュリティゾーンの負圧を確認するとともに、集じん・排気装置が正常に稼働することを確認する
・施工する石綿含有吹付け材等を薬液等により湿潤化する
・作業の開始後速やかに、及び除去の開始後に集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、集じん・排気装置に付けたフィルタを交換した場合その他必要な場合は、随時使用する集じん・排気装置の排気口から粉じんの漏えいがないことを確認する
・作業後、囲い込み又は封じ込めが適切になされていること（正しく被覆又は固着されていること）及び計画どおり適切な飛散防止措置がとられていたことを確認する
・必要な知識を有する者が作業が適切になされているか確認する
・作業場内の清掃及び集じん・排気装置による十分な換気を行い作業場内の石綿を処理し、排出又は飛散のおそれがないことを確認した後、隔離を解く

※４　確認を適切に行うために必要な知識を有する者
※１の調査者等又は当該作業に係る石綿作業主任者

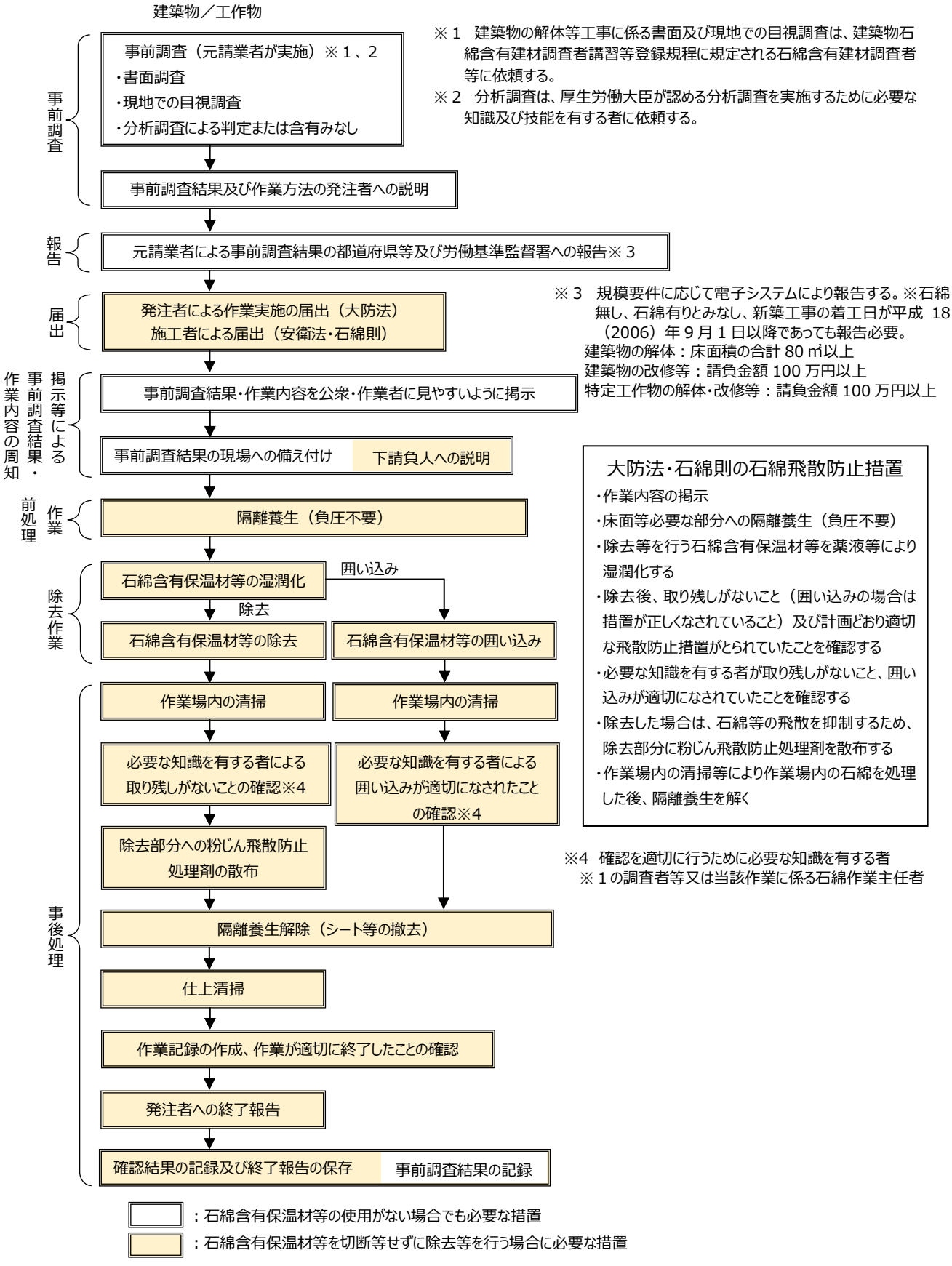
：石綿含有吹付け材等の使用がない場合でも必要な措置

：石綿含有吹付け材等の封じ込め・囲い込み作業で必要な措置

図 4.2.2　石綿含有吹付け材等の封じ込め・囲い込みを行う場合の一般的手順

4.2.2　石綿含有保温材等を切断等せずに除去等を行う場合

【除去、囲い込みを行う場合】



※1　建築物の解体等工事に係る書面及び現地での目視調査は、建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程に規定される石綿含有建材調査者等に依頼する。

※2　分析調査は、厚生労働大臣が認める分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者に依頼する。

※3　規模要件に応じて電子システムにより報告する。※石綿無し、石綿有りとみなし、新築工事の着工日が平成 18（2006）年 9 月 1 日以降であっても報告必要。
建築物の解体：床面積の合計 80 ㎡以上
建築物の改修等：請負金額 100 万円以上
特定工作物の解体・改修等：請負金額 100 万円以上

大防法・石綿則の石綿飛散防止措置

- 作業内容の掲示
- 床面等必要な部分への隔離養生（負圧不要）
- 除去等を行う石綿含有保温材等を薬液等により湿潤化する
- 除去後、取り残しがないこと（囲い込みの場合は措置が正しくなされていること）及び計画どおり適切な飛散防止措置がとられていたことを確認する
- 必要な知識を有する者が取り残しがないこと、囲い込みが適切になされていたことを確認する
- 除去した場合は、石綿等の飛散を抑制するため、除去部分に粉じん飛散防止処理剤を散布する
- 作業場内の清掃等により作業場内の石綿を処理した後、隔離養生を解く

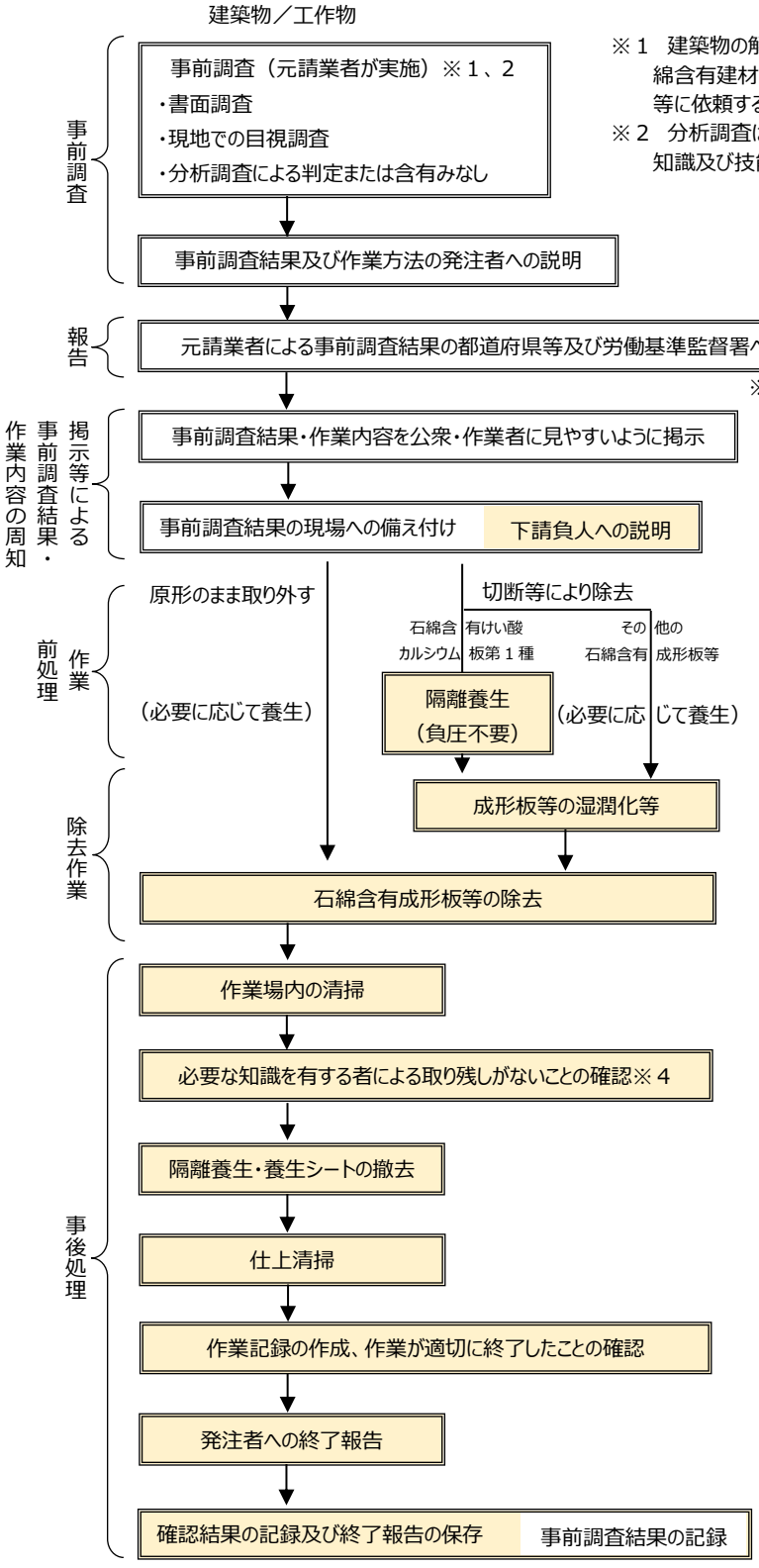
※4　確認を適切に行うために必要な知識を有する者
※1の調査者等又は当該作業に係る石綿作業主任者

：石綿含有保温材等の使用がない場合でも必要な措置
：石綿含有保温材等を切断等せずに除去等を行う場合に必要な措置

図 4.2.3　保温材等を掻き落とし、切断又は破砕をせずに除去等を行う場合の一般的手順
（解体・改修等における除去、囲い込み）

4.2.3　石綿含有成形板等の除去を行う場合

【解体・改修等における除去】



※１　建築物の解体等工事に係る書面及び現地での目視調査は、建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程に規定される石綿含有建材調査者等に依頼する。

※２　分析調査は、厚生労働大臣が認める分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者に依頼する。

※３　規模要件に応じて電子システムにより報告する。※石綿無し、石綿有りとみなし、新築工事の着工日が平成 18（2006）年 9 月 1 日以降であっても報告必要。
建築物の解体：床面積の合計 80 ㎡以上
建築物の改修等：請負金額 100 万円以上
特定工作物の解体・改修等：請負金額 100 万円以上

大防法・石綿則の石綿飛散防止措置

【共通事項】
・作業内容の掲示
・事前調査結果の掲示
・石綿含有成形板等は、原則として切断等せず原形のまま取り外す
・解体の場合は、躯体等の解体に先行して撤去する
・必要な知識を有する者が取り残しがないことを確認する
・隔離養生（負圧不要）を伴う作業の場合は、取り残しの確認及び清掃後に隔離養生を解除する

【原形のまま取り外すことが著しく困難な場合】
・石綿含有けい酸カルシウム板第１種
石綿含有けい酸カルシウム板第１種を切断等により除去する場合は、除去部分周辺を隔離養生（負圧不要）するとともに、除去部分の常時湿潤化、除じん性能を有する電動工具の使用その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置のいずれかの措置を行う
・その他の成形板等
その他の石綿含有成形板等を切断等により除去する場合は、除去部分の湿潤化、除じん性能を有する電動工具の使用その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置のいずれかの措置を行う

推奨される措置

・作業基準等で養生が求められていない作業においても、作業場所近傍に民家が隣接している場合や、隣接区画で働いている人がいる等、周辺の状況によっては必要な外周養生を行う

□：石綿含有成形板等の使用がない場合でも必要な措置
□：石綿含有成形板等を除去する場合に必要な措置

※４　確認を適切に行うために必要な知識を有する者
※１の調査者等又は当該作業に係る石綿作業主任者

図 4.2.4　石綿含有成形板等の除去を行う場合の一般的手順（解体・改修等）

4.2.4　石綿含有仕上塗材の除去を行う場合

【解体・改修等における除去】

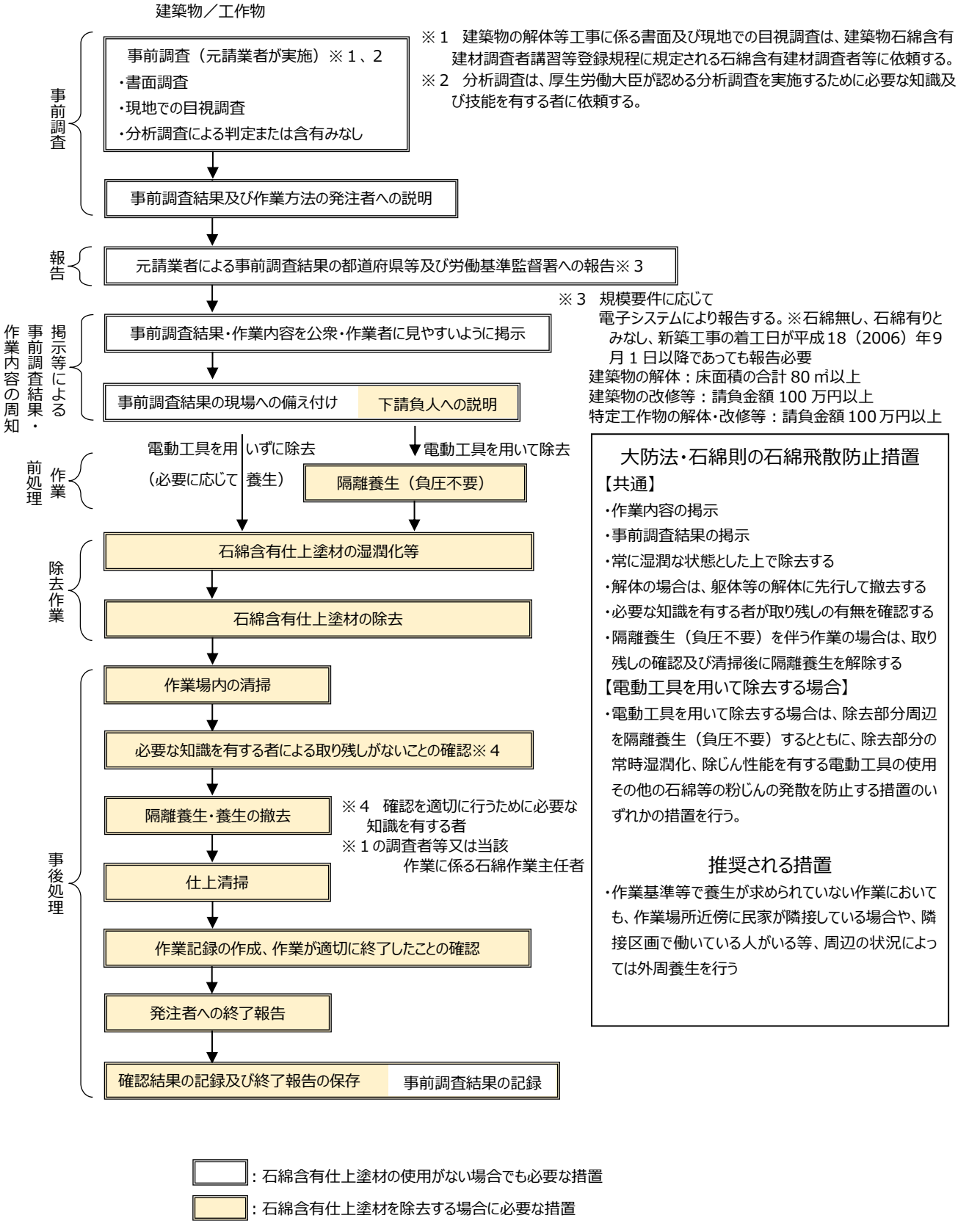


図 4.2.5　石綿含有仕上塗材の除去を行う場合の一般的手順（解体・改修等）